

## 消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	270,000 千円
【歳出】	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	4,052,330 千円

### 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		令和3年度 当初予算 措置額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県 支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	138,562	15,238		4,044		119,280
	障害者福祉事業	640,283	455,602		2,000		182,681
	高齢者福祉事業	79,868	641		13,782		65,445
	児童福祉事業	1,396,534	625,888		84,033	215,286	471,327
	小 計	2,255,247	1,097,369	0	103,859	215,286	838,733
社会保険	国民健康保険事業	235,767	123,939			16,957	94,871
	介護保険事業	435,466	18,796		1	23,776	392,893
	後期高齢者医療事業	392,904	60,589			13,981	318,334
	小 計	1,064,137	203,324	0	1	54,714	806,098
保健衛生	保健衛生事業	607,586	105		11,377		596,104
	予防事業	71,402	2,374		1,536		67,492
	母子保健事業	21,057	6,284		14		14,759
	健康増進事業	32,901	1,521		115		31,265
	小 計	732,946	10,284	0	13,042	0	709,620
合 計		4,052,330	1,310,977	0	116,902	270,000	2,354,451

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてられるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。